

第160号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（情報システムの標準化・共通化に係るシステム移行計画策定支援及びPMO運営支援業務委託一式） 2

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和3年12月14日

契約事務受任者 横浜市デジタル統括本部長

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名及び数量

情報システムの標準化・共通化に係るシステム移行計画策定支援及びPMO運営支援業務委託 一式

(2) 業務内容

提案書作成要領による。

(3) 履行期間

契約締結日（令和4年度）から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

横浜市デジタル統括本部企画調整部企画調整課（横浜市役所）他

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）又は特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務（316）」の「細目Fシステム調査・企画」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において標準化の対象と位置付けられた17業務（※）のうち8業務以上について、過去5年間で政令市の業務システムの開発、保守、運用支援、プロジェクト管理、調達支援等の委託業務を受託した実績があること。

※17業務：住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請期限

令和3年12月24日（金）午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所26階

横浜市デジタル統括本部企画調整部企画調整課

電子メール di-tekisei@city.yokohama.jp

(4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約部契約第二課（横浜市役所11階）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書に必要な書類を示す場所等
本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法等
横浜市ホームページの各区局発注（デジタル統括本部）よりダウンロード可能。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/itaku/digital/>)
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間
公告日から令和4年1月31日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 貸出場所
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所26階
横浜市デジタル統括本部企画調整部企画調整課
足高、西村 電話 045(671)3846（直通）
- 7 提案書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出期限
令和4年1月31日午後5時（提案書締切）
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所26階
横浜市デジタル統括本部企画調整部企画調整課
足高、西村 電話 045(671)3846（直通）
- 8 提案書の無効
次の提案書は、無効とする。
- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書
- 9 受託候補者の特定
- (1) 提案内容に関するヒアリング（必要に応じて実施）
提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。
- (2) プロポーザルの特定方法
「情報システムの標準化・共通化に係るシステム移行計画策定支援及びPMO運営支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。
- 10 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 契約の条件
この契約は令和4年度横浜市各会計予算が令和4年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。
- (6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Support for development of migration plan and operation of project management office of unification/standardization of systems.
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 24 December, 2021 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 31 January, 2022 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Planning and Coordination Division, Digital Government Headquarters, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-3846